



令和7年度版

平塚市内の中小事業者対象

従業員の**仕事**と**子育て**の **両立支援**に向けた **雇用環境整備**を**後押し**します！

専門家派遣

無料

子育て支援企業応援
アドバイザー派遣

奨励金

一律
20万円
支給
(加算あり)

子育て支援企業応援奨励金
(従業員100人以下の中小事業者対象)



従業員が**妊娠・出産**、**子育て**をしながら**安心して働く**ことのできる
職場を目指す第一歩に！ぜひご活用ください！

事業の詳細は中面へ

まずは専門家へご相談を！

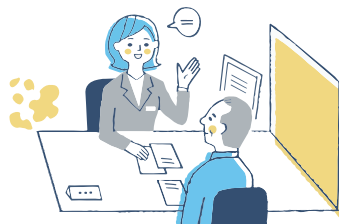
子育て支援企業応援アドバイザー派遣

従業員の仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備に関する様々な課題の解決を支援するため、市内中小事業者へ無料で専門家（社会保険労務士）を派遣します。一般事業主行動計画や就業規則などについても相談できます。

費用 無料

時間・回数 1事業者につき1回2時間以内・4回まで

申込方法 市ウェブページに掲載の申請書により申込



市ウェブ



子育て支援企業応援奨励金

従業員の仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備に新たに取り組んだ市内中小事業者へ奨励金を支給します。

奨学金返還支援を受けていない従業員の方向けには

奨学金を返還している市内企業の
従業員（若者世代）を対象とした
奨学金返還支援金事業を実施！

平塚市青少年奨学金返還支援金事業

検索

奨励金額

1事業者につき20万円

※従業員の奨学金返還支援制度を新たに導入した場合、さらに5万円を加算。

対象

市内に本店及び事業所を有し、常時雇用する従業員が100人以下の中小事業者である
平塚市イクボス宣言企業※1

交付要件
(他要件あり)

- ①一般事業主行動計画※2を策定・届出・公表・従業員へ周知しており、計画期間内であること
- ②一般事業主行動計画の届出において次世代育成支援対策の内容として定めた事項が3項目以上あること
- ③一般事業主行動計画に基づき、令和7年3月1日以降新たに就業規則を定め又は改定していること



主な必要書類

- ①交付申請書（第1号様式）
- ②事業者情報調書（第2号様式）
- ③就業規則確認報告書（第3号様式）
- ④誓約書（第4号様式）
- ⑤一般事業主行動計画
- ⑥一般事業主行動計画届出の写し
- ⑦一般事業主行動計画を外部へ公表したことを明らかにする書類
- ⑧一般事業主行動計画を従業員へ周知したことを明らかにする書類
- ⑨就業規則及び諸規程の写し（改定前後）
- ⑩平塚市イクボス宣言企業であることが確認できる書類

【奨学金返還支援制度導入加算を受ける場合】 ↓

- ⑪従業員の奨学金返還支援制度について規定する前後の就業規則及び諸規程の写し



その他
必要書類あり！
市ウェブをご確認
ください。

市ウェブ



アドバイザー派遣・子育て支援企業応援奨励金についてのお問合せ先

平塚市産業振興課 企業支援・労政担当

0463-21-9758（平日8時30分から17時まで）
sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp



制度の
活用前には
必ず市ウェブで
詳細をご確認
ください。



申請の流れ

事業者

一般事業主行動計画を策定・届出・公表・周知

令和7年3月1日以降

一般事業主行動計画に基づき、就業規則を策定（改定）

専門家による就業規則の事前確認依頼

必要書類を揃えて交付申請



アドバイザー派遣制度も併せてご活用ください！

平塚市

01

02

03

04

05

06

専門家派遣

交付決定
奨励金交付

申請期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（当日消印有効）

※申請は1事業者につき1回限り。なお、予算の範囲を超えた場合は、期間内に受付を終了することがあります。

書類の提出先

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

平塚市産業振興部産業振興課 平塚市子育て支援企業応援奨励金担当 宛

※1 平塚市イクボス宣言企業登録制度

働きながら子育てや介護をしたり、趣味の時間を充実できるように、従業員のワーク・ライフ・バランスを実現するために、『誰もが働きやすい環境づくり』や『子育て、介護を行う従業員への支援』などに積極的に取り組んでいる企業・事業所を登録する制度です。

対象

平塚市内に事業所等を置き、経営者の他、正規社員を2人以上雇用している企業及び団体

お問合せ先

平塚市人権・男女共同参画課

TEL：0463-21-9861（平日8時30分から17時まで）



市ウェブ



※2 一般事業主行動計画（次世代法）

一般事業主行動計画とは、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間 ②目標 ③目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

お問合せ先

神奈川県労働局雇用環境・均等部 指導課

TEL：045-211-7380（平日8時30分から17時15分まで）

さらに！

くるみん認定

『子育てサポート企業』として、厚生労働大臣の認定を受けた証です。

一般事業主行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が認定申請できます。



その他関連事業

1 正規雇用促進補助金

市内在住の就職困難者※1や子育て世代の女性※2の市内事業者への正規雇用を促進するため、事業者が負担する経費の一部を補助します。

事業者対象

補助率

雇用契約書又は労働条件通知書で定める月額基本給

2分の1（上限60万円）

（月額上限10万円の最大6ヶ月相当分）

3ヶ月ごとに2回申請or
6ヶ月で1回申請が可能

対象

市内に事業所がある中小事業者

申請期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日

※1 障がい者、ひとり親家庭、生活保護受給者、妊娠/出産/育児を理由に離職し1年を超える者、雇用保険の高年齢被保険者、国の「トライアル雇用助成金」又は「特定求職者雇用開発助成金」の支給決定を受けた者
※2 30歳～49歳の女性

市ウェブ



2 DX人材育成体制構築奨励金

労働者の雇用環境整備のため、デジタル人材の育成、能力開発をはじめとする社内の人材育成体制整備に取り組む企業を奨励します。専門家（ITコーディネータ）の派遣制度もご活用いただけます。

事業者対象

奨励金額

1事業者につき10万円

対象

市内に本店及び事業所がある中小事業者

交付要件

新たに「事業内職業能力開発計画」を作成し、従業員へ周知していること

申請期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

市ウェブ



3 産後パパ育休取得応援交付金

平塚市では、男性の育児参加を促進し、子どもと触れ合う時間や家族と過ごす時間を育む環境を創出できるよう支援するとともに、子の母が子育てを一人で抱え込むことがないように育児休業等を取得した方に対し、産後パパ育休取得応援交付金を交付します。

男性従業員
対象

市ウェブ



交付額

10万円

対象

平塚市の住民基本台帳に父母と子の登録があり、子の出生後8週間以内に4週間（28日）以上の育児休業等を取得し、かつ健康課主催の母親父親教室に参加、「パパ育宣言（結果報告含む）」を提出した男性従業員

4 母親父親教室

（あかちゃん
誕生準備編）

市民対象

市ウェブ



お産の進み方、赤ちゃんとの生活、産後のパパとママの仲良しのコツについて、講義と体験を通して学ぶことができる教室です。

対象

妊娠8か月以降の妊婦さんと
その夫
（パートナー）



各事業のお問合せ先

- ①正規雇用促進補助金
- ②DX人材育成体制構築奨励金

平塚市産業振興課 企業支援・労政担当

TEL **0463-21-9758**

- ③産後パパ育休取得応援交付金
- ④母親父親教室

平塚市健康課（保健センター）

TEL **0463-55-2111**



制度の
活用前には
必ず市ウェブで
詳細をご確認
ください。